

入賞者には
賞状と副賞を贈ります

最優秀賞	副賞 30,000 円相当
優秀賞	副賞 10,000 円相当
優良賞	副賞 5,000 円相当
佳作	副賞 3,000 円相当

第26回

さいたま緑のトラスト

写真・動画 コンクール

作品募集

応募期間

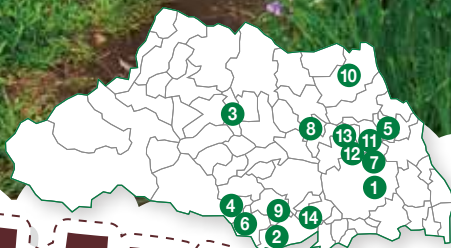
令和7年

8/29

FRIDAY

12/1

MONDAY



トラスト保全地

- 見沼田圃周辺斜面林(さいたま市緑区)
- 狭山丘陵・雑魚入樹林地(所沢市)
- 武蔵嵐山溪谷周辺樹林地(嵐山町)
- 飯能河原周辺河岸緑地(飯能市)
- 山崎山の雑木林(宮代町)
- 加治丘陵・唐沢流域樹林地(入間市)
- 小川原家屋敷林(さいたま市岩槻区)
- 高尾宮岡の景観地(北本市)
- 堀兼・上赤坂の森(狭山市)
- 浮野の里(加須市)
- 黒浜沼(蓮田市)
- 原市の森(上尾市)
- 無線山・KDDIの森(伊奈町)
- 藤久保の平地林(三芳町)

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」



▼第25回入賞作品 ①～③はトラスト保全地の部 ④～⑤は身近な緑の部



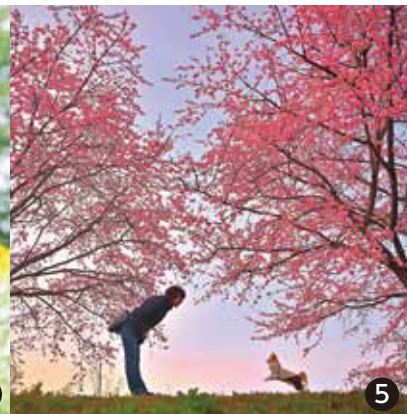
2



3



4



5

お問合せ先(応募先)

埼玉県環境部みどり自然課

〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-3140(直通) FAX 048-830-4775
E-mail a3140-11@pref.saitama.lg.jp

詳しくはホームページへ! → 埼玉 緑のトラスト コンクール

写真は郵送とInstagram、電子申請・届出サービスで応募できます
動画は郵送とInstagramで応募できます

主催 埼玉県・公益財団法人さいたま緑のトラスト協会

後援

朝日新聞さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞さいたま総局、時事通信社さいたま支局、テレビ玉、東京新聞さいたま支局、日刊工業新聞社さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、NHKさいたま放送局、毎日新聞さいたま支局、読売新聞さいたま支局

「埼玉県みどり自然課」
公式 Instagram は
ここからフォローしてね!



募集テーマ

●トラスト保全地の部[写真、動画]

緑のトラスト保全地(以下「トラスト地」)を対象とした、緑豊かな自然環境、自然や生き物と人とのふれあい、保全管理活動の様子など。

●身近な緑の部[写真]

トラスト地を除く、埼玉県内にある緑の風景。平地林など里山の風景、屋上・駐車場緑化、緑とのふれあいの様子など。

応募資格

どなたでも応募可能です。

※未成年者は保護者の同意を得た上で応募すること(未成年者からの応募については保護者の同意の上で応募されたものとみなす)。

応募条件

[写真、動画共通]

- 1 プロ、アマを問わない。
- 2 テーマの趣旨に沿った内容の作品とする。
- 3 本人が過去2年以内(令和5年8月以降)に撮影したもので、未発表の作品に限る。

[写真]

- 1 カラー写真とする。
- 2 合成写真、組写真は不可とする。

[動画]

- 1 トラスト地を対象に撮影した実写のもの。
- 2 1つのトラスト地を撮影したもの、又は複数のトラスト地を撮影し、映像をつなげる等の編集を行ったもの。
- 3 作品は60秒以内とする。複数のトラスト地を撮影したものは、どのトラスト地を撮影したのかわかるものを映像の中に組み込むこと。
- 4 データの記録媒体はCD、DVD、USBメモリとし、ファイルの拡張子は、mov/mpeg4/mp4/avi/wmv等のYouTubeにアップロード可能な拡張子とする。

応募方法

[写真]

各応募方法(郵送/Instagram/電子申請・届出サービス)につき1人4点以内、計12点までとする。

●郵送部門

写真のサイズは2L判とする。写真の裏面に、撮影者氏名・年齢・職業・住所・電話番号、作品名、撮影場所及び撮影日を明記した応募用紙を貼る。

※応募はトラスト保全地の部、身近な緑の部の両テーマ合計で1人4点以内とする。
※当日消印有効とする。

●デジタル部門

●Instagram

- 1 応募者自身のアカウントを作成し、アカウントの公開をする。
- 2 埼玉県どり自然課公式アカウント「@saitama_midorishizen」をフォローする。
URL https://www.instagram.com/saitama_midorishizen/
- 3 投稿に作品名、撮影場所を明記する。
- 4 撮影した写真に、ハッシュタグ「#緑のトラストフォト2025」を付けて投稿する。

※応募はトラスト保全地の部、身近な緑の部の両テーマ合計で1人4点以内とする。
※人物がメインの画像や複数同じような画像を応募した場合には、当該作品を受け付けないことがある。
※1投稿につき、1画像での応募とすること。1回の投稿で複数の画像を掲載した場合、1枚目の画像のみが審査対象となる。
※「ハッシュタグ(＃)」、「2025」は半角で入力すること。
※応募作品は、みどり自然課公式アカウントでリポストすることがあるが、入賞とは一切関係ない。

●電子申請・届出サービス

- 1 埼玉県市町村電子申請・届出サービスのオンライン申請手続により申請する。
申請用のURLはHP等に掲載する。
- 2 「トラスト保全地の部」、「身近な緑の部」の各テーマから応募する部を選択する。
- 3 手続きの案内のとおり、記載事項を入力する。

※応募は「トラスト保全地の部」、「身近な緑の部」の両テーマ合計で1人4点以内とする。
※写真データを添付する際は、タイトルまたは番号を明記する。
※人物がメインの画像や複数同じような画像を応募した場合には、当該作品を受け付けないことがある。
※一度の申請で添付できるのは、100MBまでとする。
※ファイル形式はjpg/jpeg/pngとする。

[動画]

①郵送

CD、DVDのケース等に、撮影者氏名・年齢・職業・住所・電話番号、作品名、撮影場所及び撮影日を明記した応募用紙を貼って郵送する。

②Instagram

[写真]デジタル部門●Instagramと同様
※応募は1人2点以内とする。

表彰

[写真]「トラスト保全地の部」、「身近な緑の部」各部

●郵送部門

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 最優秀賞(埼玉県知事賞) | 1点(賞状、副賞 30,000円相当) |
| 優秀賞(トラスト協会理事長賞) | 1点(賞状、副賞 10,000円相当) |
| 優良賞(トラスト協会理事長賞) | 3点(賞状、副賞 5,000円相当) |
| 佳作(トラスト協会理事長賞) | 4点(賞状、副賞 3,000円相当) |

●デジタル部門

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 最優秀賞(埼玉県知事賞) | 1点(賞状、副賞 30,000円相当) |
| 優秀賞(トラスト協会理事長賞) | 1点(賞状、副賞 10,000円相当) |
| 優良賞(トラスト協会理事長賞) | 2点(賞状、副賞 5,000円相当) |

[動画]「トラスト保全地の部」のみ

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 最優秀賞(埼玉県知事賞) | 1点(賞状、副賞 30,000円相当) |
| 優秀賞(トラスト協会理事長賞) | 1点(賞状、副賞 10,000円相当) |

結果発表

令和8年1月に行う。

各部門の応募者については入賞者にものみ通知する。デジタル部門の入賞者は以下のとおり通知する。

- Instagram 県みどり自然課公式アカウントからのダイレクトメッセージを受信後、必要事項を指定の方法で連絡すること。
※ダイレクトメッセージの送信から7日以内に返信がない場合や、返信の際に応募条件を満たしていないと判断された場合には、受賞は無効となる。
- 電子申請・届出サービス 入賞の通知をメールアドレスに通知する。
※メッセージの送信から7日以内に返信がない場合や、返信の際に応募条件を満たしていないと判断された場合には、受賞は無効となる。

表彰式・入賞作品公開

令和8年2月に表彰式を行う予定です。入賞作品は一定期間展示し、写真はInstagramで、動画はInstagram・YouTubeで公開します。

留意事項

[写真、動画共通]

- (1) 埼玉県及び(公財)さいたま緑のトラスト協会は、提供を受けた個人情報について、このコンクールの目的以外には使用しない。
- (2) 作品の撮影、応募等に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (3) 作品に人物が含まれる場合は、肖像権の侵害とならないよう、必ず本人の了解を得ること。
- (4) 応募作品に関し第三者の権利侵害が認められた場合、その他の問題が発生した場合、主催者は一切の責任を負わず、その責任は応募者自身がすべて負うものとする。
- (5) この要領に違反した場合やマナーに反する方法(樹木の伐採、立入禁止区域からの撮影等)で撮影された作品は、失格とする。入賞作品発表後に発覚した場合でも、受賞を取り消し、副賞の返還を求めることがある。

[写真]

- (1) 入賞作品の著作権は主催者に帰属するものとし、入賞者は拡張子「JPG」で保存したデータを県に提出する。
- (2) 入賞作品はさいたま緑のトラスト運動の広報、県が実施する事業の広報等に使用することがある。
- (3) 郵送部門の応募作品は返却しない。

[動画]

- (1) 応募作品の著作権は製作者である応募者に帰属する。ただし、主催者が行う次の行為について、無償での使用を了承すること。
① トラスト運動の普及啓発等のため、応募作品をそのままの状態もしくは一部編集した状態でYouTubeにアップロードを行うこと。
② トラスト運動の広報、イベント等において使用すること。
- (2) 作品内で使用する音楽等は著作権処理が必要のないものを使用するか、権利者の許可を得て使用し、許可を得たことを証明する文書等を応募の際に添付すること。
- (3) 応募作品は返却しない。

緑のトラスト運動とは?

企業や県民の皆様からの寄附で土地を取得し、優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として永く保全していこうという運動です。



さいたま緑のトラスト協会 <http://saitama-greenerytrust.com>

さいたま緑のトラスト写真・動画コンクール応募用紙

作品の裏、ケース等に貼付してください。

ふりがな	年齢	歳	未成年者の場合、保護者の同意	有・無
氏名	職業			
住所	〒			
電話番号	撮影日 ※動画は撮影開始日	年 月 日		
作品名				
トラストの部 撮影場所 ※号地に○ ※動画は複数 選択可	1号地(見沼田圃) 4号地(飯能河原) 7号地(小川原家) 10号地(浮野の里) 13号地(無線山・KDDIの森)	2号地(狭山丘陵) 5号地(山崎山) 8号地(高尾宮岡) 11号地(黒浜沼) 14号地(藤久保の平地林)	3号地(嵐山溪谷) 6号地(加治丘陵) 9号地(堀兼・上赤坂) 12号地(原市の森)	
身近な緑の部 撮影場所	(例: ○○市□□町 △△公園)			

※氏名などの個人情報は、このコンクールの目的以外には使用いたしません。

※複数点応募の場合は、応募用紙をコピーしてお使いください。

また、応募用紙は、県のホームページからもダウンロードできます。